

感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する指針

1 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本的考え方

法人の運営する事業所は、感染症等に対する抵抗力が弱い方々が生活する場であり、こうした高齢者が多数生活する環境は、感染が広がりやすい状況であることを認識しなければなりません。

このような前提に立って施設は、感染症・食中毒を予防する体制を整備し、平素から対策を実施するとともに、感染予防・感染症発生時には迅速で適切な対応に努める必要があります。

事業所の感染症・食中毒の発生、まん延防止に取り組むにあたっての基本方針を理解し、施設・事業所全体でこのことに取り組みます。

2 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本的方針

(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止の防止体制

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、担当者を定め、委員会を設置する等施設全体で取り組みます。

(2) 平常時の対応

①施設内の衛生管理

事業所では感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、施設内の衛生保持に努めます。また厨房施設・洗面所・トイレ・汚物処理室の整備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓を心がけ、換気、清掃・消毒を定期的を実施し、施設内の衛生管理、清潔の保持に努めます。

②介護・看護ケアと感染症対策

介護・看護の場面では、職員の手洗い、手指の消毒、うがいを徹底し必要に応じてマスクを着用します。また、血液・体液・排泄物・嘔吐物等を扱う場面には細心の注意を払い、適切な方法で対処します。利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意します。

③面会者・外来者への衛生管理の周知徹底を図り、まん延防止に努めます。

(3) 発生時の対応

万一、感染症及び食中毒が発生した場合は、「各拠点に定める感染症対策マニュアルの手順」に従い、感染の拡大を防ぐために下記の対応を図ります。

①「発生時の状況把握」

②「まん延防止のための措置」

- ③「有症者への対応」
- ④「関係機関との連携」
- ⑤「行政への報告」

施設長または事業所の管理者は、次のような場合には迅速に市町村等の主管部局に報告するとともに、所管の保健所への報告を行い発生時対応等の指示を仰ぎます。

3 感染症・食中毒まん延防止に関する体制

(1) 感染対策委員会の設置

①設置目的

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討するため、感染対策委員会を各拠点で設置します。

②感染症対策担当者

委員会組織において、「感染対策委員会」の委員長が担当する。

③感染対策委員会の構成員

委員会組織において、各事業所から選出された「感染対策委員会」の委員が担当する。

④感染対策委員会の開催

委員会は毎月1回定期的に開催します。その他必要な都度開催します。

⑤感染対策委員会の主な役割

ア) 感染症予防対策及び発生時の対応の立案

イ) 各指針・各マニュアル等の作成

各感染症の予防マニュアル・各感染症対応マニュアル等

ウ) 発生時における施設内連絡体制及び行政機関、各関係機関への連絡体制の整備

エ) 利用者・職員の健康状態の把握と対応策

オ) 新規利用者の感染症の把握と対応策

カ) 感染症・衛生管理に関する基礎知識に基づいた研修の実施（年2回以上）

キ) 各部署で感染症対策実施の状況の把握と評価

ク) 予防対策に必要な物品および感染症拡大防止に必要な物品の確保と補充

⑥職員の健康管理

ア) 職員は年1回の健康診断を実施する（夜勤業務従事者は年2回）。

インフルエンザの予防接種については、接種の意義、有効性、副作用の可能性等を職員へ十分に説明の上、同意を得て予防接種を行います。

イ) 職員が感染症を患っている場合は、感染症経路の遮断のため完治まで適切な処置を講じます。

4 感染症・食中毒の予防、まん延における各職種の役割

法人内事業所内において、感染症・食中毒の予防、まん延防止のためにチームケアを行う上で、各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たします。

（施設長）

- ・ 感染症、食中毒の予防、まん延防止体制の総括責任者
- ・ 感染症発生時の法人連携会議の招集
- ・ 報道関係への対応

（事務長）

- ・ 施設長の補佐及び、不在時の代行
- ・ 感染症発生時の状況把握及び指示
- ・ 職員の安全確保
- ・ 地域の感染症の発生状況の把握
- ・ 緊急連絡体制の整備（行政機関等）
- ・ 備品の整備

（各事業の管理者）

- ・ 感染症・食中毒の予防、まん延防止体制の責任
- ・ 地域の感染症の発生状況の把握
- ・ 入所者・利用者の安全確保
- ・ 業務の優先順位の整理
- ・ 看護師と連携を図り、予防、まん延防止対策を強化
- ・ 緊急連絡体制の整備（家族等）
- ・ 発生時及びまん延防止の対応と指示
- ・ 経過記録の整備
- ・ 家族への対応
- ・ 職員への教育

（看護職員）

- ・ 必要時に医師・協力病院等との連携を図る
- ・ ケアの基本手順の教育と周知徹底
- ・ 衛生管理、安全管理の指導
- ・ 外来者への指導
- ・ 予防対策への啓発整備
- ・ 早期発見、早期予防の取り組み
- ・ 経過記録の整備

（管理栄養士）

- ・ 食品管理・衛生管理の指導
- ・ 食中毒予防の教育、指導の徹底
- ・ 看護職員の指示による利用者の状態に応じた食事の提供

- ・経過記録の整備
- (介護職員)
- ・各マニュアルに沿ったケアの確立
 - ・利用者の安全確保
 - ・相談員、看護職員、管理栄養士等の連携
 - ・利用者の状態把握
 - ・衛生管理の徹底
 - ・経過記録の整備

5 感染症・食中毒まん延防止に関する職員教育

介護に携わる全ての職員に対して、感染対策委員会を通じて、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を図り職員教育を行います。

- ①定期的な研修会の実施（年２回以上）
- ②新任者に対する感染症対策研修の実施

6 感染症・食中毒まん延防止に関する指針の閲覧について

この指針は、法人ホームページに公表し、誰でも閲覧することができます。

附則 この指針は、令和３年１０月１日より適用する。